瑞宝小綬章を授けられる（各通）
三田　朝比奈　宗宣　英一郎　池田　安秀　二郎　稲井　金治　上浦　昌原　義一　大尾　辰義　大塚　完治　木村　善吉　村上　喜一　河野　平三郎　後藤　康一　佐藤　正男　白石　貫二　杉田　博雄　細谷　幸吉　高野　雅一　武吉　岩雄　本池　多田　正美　健男　池田　壱岐　阿部　二郎　有田　清一郎　池田　儀一　石井　金治　浦崎　昌平　大塚　辰義　大林　完治　大尾　善喜　木村　一夫　國嶋　伴七　高原　貫二　細田　博雄　高野　雅一　武吉　岩雄　本池　多田　正美　健男　三田　名嶋　一夫　綱得　平

瑞宝双光旭日章を授けられる（各通）
渡邉　造　哲　縯　吉倉　喜美子　豊　海幸春　水本　增稚　暮里子　宗治　久男　進一　康　經　三政　好男　勤　左衛門　秀雄　淀谷　永地　信純　津時　重孝　正一　雄　純正　福已　進　四郎　正一　俊　光彦　家男　行一　好孝　渡部　和田　巖　俊彦　瀬野　吉永　山地　矢森　村三　松前　橋　古平　平澤　戸山　山本　川　橋　西永　中頭　武高　島原　山谷　山　島　藤　雄細　二　貫　原石　藤　義康　一郎　七二　伴喜　善一次　吉一夫　浅完　治辰義　原田　昌平　井金　治　上浦　昌原　義一　大尾　辰義　大塚　完治　木村　善吉　村上　喜一　河野　平三郎　後藤　康一　佐藤　正男　白石　貫二　杉田　博雄　細谷　幸吉　高野　雅一　武吉　岩雄　本池　多田　正美　健男　三田　名嶋　一夫　綱得　平

瑞宝単光旭日章を授けられる（各通）（以上五月一日）
中村　克己　久保　ヤヱ　小岡　明満　野寺　ミワ子　金子　時治　惠崎　俊治　子
松本　加津　五郎　江　宮崎　俊治　澤田　未五郎　中金　子　時治　惠崎　俊治　子

官報号外

官庁事項

指定製造事業者の指定等に関する省令に基づく細目に関する公示

指定製造事業者の指定等に関する省令（平成５年通商産業省令第77号）第３条第２項の規定に基づき、平成22年５月17日に事業の区分「自動車等給油メーター（自動車等給油メーターを製造する事業）」についての細目を制定し、平成９年４月21日に制定した事業の区分「自動車等給油メーター（自動車等給油メーターを製造する事業）」についての細目を廃止したので公示する。

平成 22 年５月 17 日

経済産業大臣　直嶋　正行

備考　内容は、経済産業省ホームページ（http://www.meti.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局計量行政室においても閲覧に供する。

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全国労災病院労働組合から、夏季一時金等の要求に関して、平成22年５月20日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（北海道、青森県、宮城県、秋田県、福島県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、長崎県及び熊本県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 22 年５月 17 日

厚生労働大臣　長妻　　昭

別表

北 海 道　釧路労災病院及び北海道中央労災病院せき損センター
青 森 県　青森労災病院
宮 城 県　東北労災病院
秋 田 県　秋田労災病院
福 島 県　福島労災病院
千 葉 県　千葉労災病院
東 京 都　東京労災病院
神奈川県　関東労災病院及び横浜労災病院
富 山 県　富山労災病院
静 岡 県　浜松労災病院
愛 知 県　中部労災病院及び旭労災病院
大 阪 府　大阪労災病院
兵 庫 県　関西労災病院
和歌山県　和歌山労災病院
鳥 取 県　山陰労災病院
岡 山 県　岡山労災病院及び吉備高原医療リハビリテーションセンター
広 島 県　中国労災病院
山 口 県　山口労災病院
香 川 県　香川労災病院
愛 媛 県　愛媛労災病院
福 岡 県　九州労災病院及び九州労災病院門司メディカルセンター
長 崎 県　長崎労災病院
熊 本 県　熊本労災病院

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第36条の規定に基づき指名した労働者災害補償保険制度の関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者のうち、平成20年７月１日付けをもって指名した者（労働者災害補償保険制度の関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者各２人）については本年６月30日をもってその任期が満了する。

よって、同条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第22条の規定に基づき、新たに関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある労働者の団体及び事業主の団体は、下記によりそれぞれ関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 22 年５月 17 日

厚生労働大臣　長妻　　昭

記

１　推薦資格　推薦資格を有するものは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体又はこれらの事業の事業主の加入している事業主の団体であって、２以上の都道府県労働局の管轄区域にわたって組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書に候補者の履歴書を添付して提出すること。

３　推薦締切日　平成22年５月26日

４　推薦書及び添付書類の提出場所　〒 105 － 0011 東京都港区芝公園１－５－32　労働委員会会館８階　労働保険審査会

国家試験

平成 22 年度通訳案内士試験公示

通訳案内士法（昭和24年法律第210号）第８条の規定による平成22年度通訳案内士試験を次のとおり実施することとしたので、通訳案内士法施行規則（昭和24年運輸省令第27号）第２条の規定に基づき、公示する。

平成 22 年５月 17 日

観光庁長官　溝畑　　宏

１　試験科目

⑴　筆記試験

㋐　外国語（記述式）

英語、フランス語、スペイン語、ドイツ語、中国語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語、韓国語及びタイ語のうち、受験者の選択する一カ国語（ただし、今年度外国語英語科目が免除となり、併せて他の外国語科目の受験を希望する場合、又は英語以外の外国語科目が免除となり、併せて英語科目の受験を希望する場合は二カ国語の受験を可能とする。）

㋑　日本地理（マークシート方式）

㋒　日本歴史（マークシート方式）

㋓　産業、経済、政治及び文化に関する一般常識（マークシート方式）

⑵　口述試験

通訳案内の実務（筆記試験で選択した外国語による実践的コミュニケーション能力。人物考査を含む。）